

日系定住外国人を日本社会の一員として受け入れていくために

日本人の子孫として我が国と特別な関係にあることに着目してその受入れが認められ、我が国に在留する、ブラジル人、ペルー人を中心とする日系人及びその家族（日系定住外国人）は、1988年（昭和63年）以降入国が急増し、一定の地域において多数居住することになり、自由に就労できますが、2008年（平成20年）秋以降の世界的な経済危機により、従来の形の就労が不可能になり、日本語能力が不十分なために再就職も難しく、生活困難な状況に置かれる人々が増加しました。

このため、国としては、内閣府に「定住外国人施策推進室」を置くとともに、二度にわたり対策を講じてきたところですが、緊急の対策にとどまらない国の体系的・総合的な方針として、「日系定住外国人施策に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を、本年8月31日に、内閣府特命担当大臣（定住外国人施策）を議長とし、関係省副大臣等により構成される「日系定住外国人施策推進会議」において策定しました。

基本指針では、日系定住外国人施策の基本的な考え方として、「日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにすることが必要」とし、

- ① 日本語で生活できるために
- ② 子どもを大切に育てていくために
- ③ 安定して働くために
- ④ 社会の中で困ったときのために
- ⑤ お互いの文化を尊重するために

の5つの分野についての対応を記載しています。

そして、これらの方針を踏まえ、更に各府省庁で検討を行い、本年度末を目途として策定する行動計画に反映させることとしています。

なお、同様の課題を抱える他の在日外国人も可能な限り施策の対象にすることが望ましいと考えられることから、基本指針にはその旨を明記しています。

基本指針は、下の「定住外国人施策推進室HP」に掲載しています。また、「自治体国際化フォーラム12月号」（11月15日発行）にて概要を紹介します。

（参考）

定住外国人施策推進室HP <http://www8.cao.go.jp/teiju/index.html>

（当面の対策、対策の推進及び基本指針の概要、本文も掲載）

定住外国人施策ポータルサイト <http://www8.cao.go.jp/teiju-portal/jpn/index.html>